

健感発0724第3号
平成26年7月24日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

中東呼吸器症候群における検疫対応について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「MERS」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第258号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年省令第82号）が、平成26年7月16日に公布され、同月26日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。

記

第1 基本的事項

1. 定義

(1) 要観察例

検疫法（昭和26年法律第201号）第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察により、38℃以上の発熱（解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。）及び急性呼吸器症状があり、かつ、発症前14日以内にMERS患者の発生国において、次のアからウまでのいずれかに該当する者を要観察例とすること。

ア 医療機関の受診又は訪問歴がある。

イ MERS患者との濃厚接触歴（通常環境下では飛沫の飛散距離である2m以内を目安とする。）がある。

ウ ラクダとの濃厚接触歴（未殺菌乳の喫食など）がある。

なお、上記の規定にかかわらず、発熱又は急性呼吸器症状の症状があり、かつ、発症前14日以内にMERS患者の発生国において、アからウまでのいずれかに該当する者について、診察した医師がMERSの症状の疑いがあると判断した場合にも、要観察例とすることができる。

(2) 健康監視対象者

要観察例（MERS患者（確定例）を除く。）及び要観察例でないが検疫法第12条の規定に基づく質問により発症前14日以内にMERS患者の発生国において、

（1）のアからウまでのいずれかに該当する者を健康監視対象者とすること。

（3）MERS疑似症患者

検疫所におけるPCR検査で、MERSコロナウイルス遺伝子が検出された者をMERS疑似症患者とすること。

（4）MERS患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSウイルス遺伝子が検出された者又は分離・同定によりMERSコロナウイルスが検出された者をMERS患者（確定例）とすること。

（5）MERS患者

世界保健機関の公表内容からMERSの初発例の発生が確認されている地域における患者をMERS患者とすること。

2. 質問及び診察

MERS患者の発生国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察において要観察例と判断した場合には、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所までの検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合においては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

また、診察において、要観察例と判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。また、当該者の居住地を管轄する都道府県（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）へ検査及び健康監視の実施について情報提供すること。

検疫所におけるPCR検査で、MERSコロナウイルス遺伝子が検出された場合には、確定診断のため、国立感染症研究所ウイルス第三部第四室に検査材料を送付するとともに、MERS疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）において定める別記様式6-1を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に届け出ること。なお、届出の際には、国立感染症研究所に確定検査を依頼中である旨及び検体整理番号を別記様式6-1の19（そ

の他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項) の欄に記載すること。

国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSウイルス遺伝子が検出された場合又は分離・同定によりMERSコロナウイルスが検出された場合には、MERS患者(確定例)として、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則(昭和26年厚生省令第53号)第9条の4で定める事項を通知すること。

要観察例と判断して検疫所で検査を行い、MERSコロナウイルス遺伝子が検出されなかった者についても、3に定める健康監視を実施すること。また、当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供を行うこと。

3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票(様式2)により報告を求め、健康監視対象者用指示書(様式3)を手渡し、336時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。その際、基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。

健康監視に付した者が発生した場合には、報告様式(様式1)により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うとともに、当該者の居住地を管轄する都道府県に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者が医療機関において診察を受けるべき旨その他MERSの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書(様式4)により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県と連携を図ること。

なお、航空機の到着前に要観察例が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、要観察例と同一旅程の同行者(ツアーライドで出国から帰国まで行動を共にする者をいう。)、要観察例の2m以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、要観察例と対応した乗員のうち検疫所長が要観察例の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者について、当該者の氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMERS患者の発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MERS患者の発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、

異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式5）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

MERS患者の発生国を発航し、又は寄航してから336時間以内に来航した船舶（MERS患者の発生国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MERS患者の国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、336時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官が要観察例と接触する場合には、要観察例にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用するよう指示すること。

また、MERS患者（確定例）又はMERS疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力するよう指示すること。

7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MERS患者の外国における発生状況及びその予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

MERS患者の発生国から発航又は寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対し要観察例に該当する者の有無について確認を求める。その結果、要観察例の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握すること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERS患者の発生国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

検疫を受けようとする船舶について、検疫前の通報と併せ、MERSに関し、追加通報項目（様式6）の提出を求める。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式7）及び診療記録簿（様式8）の提出を求める。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができる。このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

(1) MERS患者の発生国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対し要観察例の定義に該当する者の有無について確認を求める。その結果、要観察例の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、MERS患者の発生国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

(2) MERS患者の発生国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、要観察例の有無について確認すること。

貨物船については、MERSの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に対し要観察例に該当する者の有無について改めて確認を求め、要観察例が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) MERS患者の発生国を発航してから14日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MERS患者の発生国を発航後、要観察例が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MERSの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で各々情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式

(中東呼吸器症候群（MERS）について)

様式2：調査票

様式3：健康監視対象者用指示書

(MERS患者の発生国から帰国・入国された方へ)

様式4：通知書

様式5：健康管理カード

(中東諸国で中東呼吸器症候群（MERS）が発生しています)

様式6：追加通報項目

(MERS追加通報項目)

様式7：船医申告書

様式8：診療記録簿

別紙1：リーフレット

(中東呼吸器症候群（MERS))

別紙2：フローチャート

(MERSに関する検疫対応フロー)

様式 1

(報告様式)

平成 26 年〇月〇〇日

検疫所業務管理室 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群（MERS）について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）の（要観察例・健康監視対象者）に関する情報を報告します。

記

<要観察例・健康監視対象者について>

〇〇市（区・町）在住（外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載）

→都道府県等への連絡状況（都道府県等の担当者氏名、連絡時間等）

国籍：（外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載）

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

国内の移動方法：公共交通機関を使用（具体的に）

<同行者の有無>

<渡航先等>

H26. ○. ○～○. ○ サウジアラビア

H26. ○. ○～○. ○ カタール

H26. ○. ○～

<症状の経過等（分かる限りで）>

H26. ○. ○～（症状・発症日）

H26. ○. ○～（症状・発症日）

現在の症状（分かる限り細かく）：

<健康相談記録内容>

（問診内容、要観察例又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査実施の有無>

有 検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

様式 2

調査票

検疫法第18条第2項に規定する追跡調査に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏名 :	年齢 : <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 職業 :	国籍 :
MERS患者、又は、ラクダと濃厚に接触した可能性がありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 国・地域名 : 接触の状況を具体的に :		
住所	日本国内における住所・滞在先 (滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。)	
	都道府県	市区町村
本日から 日間の宿泊先・ 出国予定	滞在期間	宿泊先又は連絡先
	月 日～ 月 日	宿泊先 : 所在地 : 都道府県 市区町村 電話 :
	月 日～ 月 日	宿泊先 : 所在地 : 都道府県 市区町村 電話 :
	月 日～ 月 日	宿泊先 : 所在地 : 都道府県 市区町村 電話 :
	日本出国予定日 : 年 月 日 出国空港 : 空港 便名 :	
旅行代理店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 旅行代理店名・支店名等 日本における電話 : ツアーナンバー :	

この調査票の内容は検疫の目的以外には使用しません。

なお、検疫法第36条第7号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 全身倦怠 <input type="checkbox"/> その他 ()						
その他特記事項						
検疫年月日 : 年 月 日 便・船名 :						
検疫所名 :				担当者名 :		調査票番号 :

MERS 患者の発生国から帰国・入国された方へ

あなたは、MERS 患者の発生国から帰国・入国されました。

あなたが、MERS に感染していた場合に備え、本日（平成〇年〇月〇日）から 14 日間は、次の項目を守ってください。

- (1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。
- (2) 毎日 2 回（朝、夕）体温を測ってください。
- (3) 体温が 38 度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しくなったら、直ちに下記に連絡し、あなたの名前、下記に示した調査票番号を伝えて指示に従ってください。

記

連絡先： 厚生労働省 検疫所 電話：

調査票番号： _____

※検疫所からもあなたの体調について定期的に確認の電話をする場合があります。

なお、本日、検疫所で MERS の検査を受けられた方には、検疫所から電話で御連絡いたします。

注）検疫法第 18 条第 2 項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。
なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第 36 条第 7 号の規定により 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

様式 4

通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長)

殿

検疫所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな	年齢 :	□男 □女	国籍 :
氏名 :			

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入国後の状況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等				
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果 () 検体番号 :				
	入国後 年 月 日の健康状況	体温	°C		
その他特記事項					
参考	当該者の濃厚接触者 無・有				

当該者の調査票番号 :

<照会先>
担当者名 :
電話番号 :
FAX番号 :
メールアドレス :

中東諸国で中東呼吸器症候群（MERS）が 発生しています

- ※ 主な発生国：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン
- ☆ MERSは、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者の症状に合わせて治療を行うことになります。
- ☆ MERSの発生国に滞在していた方は、本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。
- マスクの着用
- MERSは、現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用してください。
- 健康状態の確認
- 毎日の体温測定による発熱の有無
- 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無
- 体調が悪くなったときの対応
- 発熱や咳など急性呼吸器症状がみられ、最寄りの医療機関を受診する際には、事前に医療機関に連絡の上、中東諸国に滞在していたことを告げてください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○検疫所

TEL : ○○-○○○-○○○○

M E R S 追加通報項目
Questionnaire on MERS

船舶の名称

Name of ship

船長の氏名

Name of master

発 航 地

Last port

乗員及び乗客の健康状態について、以下の 6 つの質問にお答えください。

Please answer following six questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38°C以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無

Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38°C/100°F and acute respiratory symptoms ?

あり yes なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無

Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?

あり yes なし no

③ 原因不明の死亡者の有無

Is there any dead person caused by unknown disease?

あり yes なし no

④ 14日以内に医療機関を訪問した者の有無

Is there any person who visited a hospital within 14 days?

あり yes なし no

⑤ ラクダとの接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a camel within 14 days?

あり yes なし no

⑥ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?

あり yes なし no

年　月　日 Date (Month Date, Year)

代理店の名称 Agent

担 当 者 Contact address

船医申告書

Declaration by Ship's Doctor

1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。

Number of patients who have been examined since

2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。

Number of patients with fever ($\geq 38^{\circ}\text{C}$) on and after

3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。

(氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。)
Please attach "Record of Examinations" for patients with fever.

(including name or initial, sex, age, onset of illness, diagnosis, treatment and outcome)

私は、この申告書（添付文書を含む）に記載した回答が、真実で正確なものであることをここに宣言する。

I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship's Doctor" (including the attached "Record of Examinations") are complete and true to the best of my belief.

日付

Date _____

船医の署名

Signature of Ship's Doctor _____

診 療 記 錄 簿 Record of Examinations (for patients with fever)

DATE :

中東呼吸器症候群(MERS)^{マース}

【症状】

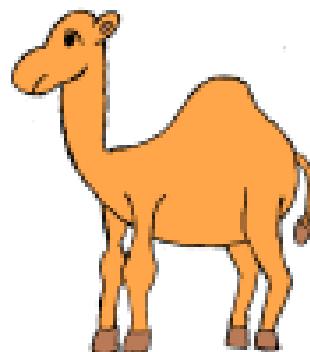
感染してから2~14日後に、呼吸器症状（発熱、せき、息切れや呼吸困難など）を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

【治療】

特別な治療方法やワクチンはありません。

【予防対策】

- 一般的な衛生対策として手洗いを行う。
- 咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避け、マスクを着用する。
- ラクダなど、動物との不要な接触を避ける。



【帰国時に…】

発生地域から到着された方で、**発熱**や**咳**などの**呼吸器症状**がある方は、入国時に検疫所の健康相談室へお立ち寄り下さい。

【症状が出たら】

帰国後14日以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がみられた場合、感染を広げないためにマスクを着用して、最寄りの医療機関に事前に連絡を入れた上で受診して下さい。

【発生が報告されている中東諸国】

国立感染症研究所ホームページ
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

検疫所ホームページ FORTH
<http://www.forth.go.jp>



MERSに関する検疫対応フロー

(フローチャート:別紙2)

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

- ① MERS患者の発生国(初発例の報告がある国、以下同様)から来航する航空機・船舶により到着した者 又は
② 聞き取り等により14日以内にMERS患者の発生国に滞在したことが判明した者

発症前14日以内にMERS患者の発生国において、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する者
(1)医療機関の受診又は訪問歴がある。
(2)MERS患者との濃厚接触歴(通常環境下では飛沫の飛散距離である2m以内を目安とする。)
がある。
(3)ラクダとの濃厚接触歴(未殺菌乳の喫食など)がある。

38°C以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38°C以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす) かつ 急性呼吸器症状

YES

要観察例

- 検疫所 <検査の実施>
○質問(12条)、診察(13条)、検体採取
○当該者に、マスク等の感染予防策を勧奨した上で「健康監視対象者指示書」(様式3)を配布、説明
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
○当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

NO

健康監視

※発熱、急性呼吸器症状のどちらか一方の症状
があっても、医師がMERSの症状の疑いがあると
判断した場合には、要観察例とすることができます。

検疫所

- 健康監視(第18条第2項)
調査票(様式2)により聞き取り
○当該者に「健康監視対象者指示書」(様式3)を配布、説明
※14日間、体温その他の健康状態を確認
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
○当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

検疫所 <検査結果>

- 厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1に追記)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
○当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

検疫所PCR検査 陽性
【疑似症患者】

検疫所PCR検査 陰性

健康監視

検疫所

- 感染研へ検体送付
○感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:疑似症患者)

国立感染症研究所

- 確認検査の実施
○厚生労働省検疫所業務管理室及び結核感染症課へ報告
○検体送付元検疫所へ報告

検疫所

- MERS様症状発症
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1に追記)土日の場合、携帯にも併せて連絡
○感染予防策、医療機関への受診を指示
○当該者の居住地を管轄する都道府県へ「通知書」(別紙4)により通知(第18条第3項)

陽性【患者(確定例)】

陰性

都道府県等

- 感染症法に基づき、都道府県が対応

検疫所

- 居住地を管轄する都道府県への通知(検疫法第26条の3)
○感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:患者(確定例))

健康監視

都道府県等

- 感染症法に基づき、都道府県が対応